

東京薬科大学 大学院生命科学研究科

生命科学専攻 博士後期課程

2015(H27)年度

履修要項

博士後期課程 修了までの単位修得要件について

【大学院 生命科学研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）】

生命科学研究科では、最先端の研究活動を通じて、生命科学領域における広範囲な基礎的・先進的知識と技能を修得させ、さまざまな課題に対して柔軟な「課題発見・探求能力」を持つ人材を育成する。文章作成力と自主性を養うために、年度ごとに研究計画書を作成させ、プレゼンテーション能力や論理的思考力等を培わせるために、研究成果発表を推奨する。また国際的にも活躍できる人材の育成を目指す。

【大学院 生命科学研究科の学位授与の方針（ディプロマポリシー）】

研究科の基本理念・目標に沿った指導を定める期間に受け、所定の単位を取得し、かつ、所定年限内に行われる論文審査及び試験に合格した者に学位を授与する。学位授与の基準は下記のとおりである。

- 1) 生命科学分野における深い学識と高度の研究能力
- 2) 豊かな人間性と倫理性
- 3) 社会における解決すべき課題に対し、柔軟に対応し解決する「課題発見・探求能力」

なお、博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する事を確認した者にも授与する。

I 生命科学講究

生命科学講究は各研究室で行われるセミナーや研究指導等をもってこれに充てる。（6単位）

II 副指導教員制

- ・博士後期課程の院生は主指導教員の指導の他、決められた2名の副指導教員の指導を受ける。副指導教員については後日連絡する。
- ・院生は主指導教員の研究室のセミナーの他、原則として年度毎に前期、後期各1回以上副指導教員の研究室のセミナーに出席し、討論に参加するほか、自分の研究の進行状況を報告し討論する。

III 博士後期課程修了の要件

上記の6単位以上の修得に加え、博士論文の審査に合格することが必要である。

IV 博士論文審査

博士論文審査は、予備審査と本審査からなる。予備審査は、博士論文の受理の可否を審査するもので、研究科委員会の審議をへて免除されることがある。

課程博士学位論文の予備審査免除の目安:博士後期課程を3年で修了する場合の予備審査免除基準として、審査のある論文誌に2報発表している場合、またはインパクトファクター4以上の論文を1報以上出している場合は予備審査を免除する。2年未満で修了する場合の予備審査基準として、論文を2報以上発表し、かつ、論文のインパクトファクターの合計が提出時7以上の場合には免除する。ただし、論文2報においては第1著者でなければならない。（研究科委員会内規）

※ 博士後期課程入学者が社会人である場合の指導

生命科学研究科では、医療機関、企業及び官公庁等に所属し、入学後引き続きその身分を有する者で博士後期（博士）一般入学（社会人入学含む）試験に合格した者について入学を認めている。

- 1) 博士後期課程入学者が社会人である場合は所属機関での勤務を続けながら研究活動を行うことができるが、定期的に本学内において研究指導を受けなければならない。
- 2) 博士後期課程入学者が社会人である場合は主指導教員の指導の下、夏期休暇等を利用することで、ある一定期間集中して研究を行ない、博士学位取得に必要な能力を身につけることが求められる。

以上